

## 不利益処分に係る処分基準(法令)

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
大気汚染防止法第18条の21第1項	特定粉じん排出等作業の作業基準適合命令又は作業停止命令	環境企画課

1 処分基準は、次のとおりとする。

特定工事を施工する者が当該特定工事における特定粉じん排出等作業について作業基準を遵守していないと認めるとき。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。